

○国土交通省告示第七百四十一号  
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和二年七月十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 新千歳空港

対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対象施設周辺地域	備考
北海道	北海道千歳市	北海道苫小牧市	北海道苫小牧市
千歳市及び苫小牧市	美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字美沢（次の図面に示す部分に限る。）	柏台、柏台南一丁目、美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 字美沢（次の図面に示す部分に限る。）

一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二 成田国際空港

対象空港の所在地	対象空港の区域
千葉県	千葉県成田市
香取郡多古町、山武郡芝山町及び成田市	<p>吉岡（次の図面に示す部分に限る。）、木の根（次の図面に示す部分に限る。）、小泉（次の図面に示す部分に限る。）、小菅（次の図面に示す部分に限る。）、駒井野（次の図面に示す部分に限る。）、三里塚（次の図面に示す部分に限る。）、三里塚御料（次の図面に示す部分に限る。）、天神峰（次の図面に示す部分に限る。）、天浪、東峰（次の図面に示す部分に限る。）、取香（次の図面に示す部分に限る。）、十余三（次の図面に示す部分に限る。）、東</p>
千葉県香取郡多古町	千葉県山武郡芝山町
一鍬田（次の図面に示す部分に限る。）	岩山、大里、香山新田及び菱田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	対象空港に係る対象施設周辺地域	町 千葉県香取郡多古	三里塚（次の図面に示す部分に限る。） 之内（次の図面に示す部分に限る。） 古込及び堀
町 千葉県山武郡芝山	岩山、大里、香山新田及び菱田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	千葉県成田市	大清水（次の図面に示す部分に限る。） 、川上（次の図面に示す部分に限る。） 、吉岡（次の図面に示す部分に限る。） 、木の根、小泉（次の図面に示す部分に限る。） 、駒井野（次の図面に示す部分に限る。） 、三里塚（次の図面に示す部分に限る。） 、三里塚御料（次の図面に示す部分に限る。） 、三里塚光ヶ丘、新田（次の図面に示す部分に限る。） 、天神峰、天浪、東峰、取香（次の図面に示す部分に限る。） 、東三里塚、古込、堀之内（次の図面に示す部分に限る。） 、本三里塚（次の図面に示す部分に限る。） 及び南三里塚（次の図面に示す部分に限る。）

三 東京国際空港

対象空港の区域	東京都大田区	羽田空港一丁目から三丁目及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象空港の所在地	東京都	大田区
対象空港に係る対象施設周辺地域	東京都大田区	大森南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京浜島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、城南島三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、羽田四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>す部分に限る。）、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、羽田旭町（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目並びに東糀谷六丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>一 北緯三十五度三十一分一秒、東経百三十九度四十分八分五秒の点  二 北緯三十五度三十一分十四秒、東経百三十九度四十七分四十五秒の点  三 北緯三十五度三十一分二十二秒、東経百三十九度四十七分四十一秒の点  四 北緯三十五度三十一分三十一秒、東経百三十九度四十七分二十九秒の点  五 北緯三十五度三十一分三十三秒、東経百三十九度四十七分十八秒の点  六 北緯三十五度三十一分五十八秒、東経百三十九度四十六分五十八秒の点  七 北緯三十五度三十二分三十九秒、東経百三十九度四十五分一秒の点  八 北緯三十五度三十二分四十二秒、東経百三十九度四十四分五十八秒の点</p>	

---

---

九	北緯三十五度三十三分三十一秒、東経百三十九度四十四分五十八秒の点
十	北緯三十五度三十三分三十九秒、東経百三十九度四十五分四秒の点
十一	北緯三十五度三十三分五十秒、東経百三十九度四十五分九秒の点
十二	北緯三十五度三十四分六秒、東経百三十九度四十五分三十一秒の点
十三	北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十九度四十六分十九秒の点
十四	北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十九度四十六分二十四秒の点
十五	北緯三十五度三十四分二十五秒、東経百三十九度四十六分三十四秒の点
十六	北緯三十五度三十四分三十八秒、東経百三十九度四十六分四十七秒の点
十七	北緯三十五度三十四分四十秒、東経百三十九度四十七分六秒の点
十八	北緯三十五度三十四分三十六秒、東経百三十九度四十七分十三秒の点
十九	北緯三十五度三十四分二十四秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点

---

---

---

二十	北緯三十五度三十二分二十五秒、東経百三十九度四十八分四十五秒の点
二十一	北緯三十五度三十二分四十二秒、東経百三十九度四十九分六秒の点
二十二	北緯三十五度三十二分五十秒、東経百三十九度四十九分十三秒の点
二十三	北緯三十五度三十二分五十二秒、東経百三十九度四十九分二十六秒の点
二十四	北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十九度四十九分三十五秒の点
二十五	北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十九度四十九分四十七秒の点
二十六	北緯三十五度三十二分五十二秒、東経百三十九度四十九分五十八秒の点
二十七	北緯三十五度三十二分四十一秒、東経百三十九度四十九分五十九秒の点
二十八	北緯三十五度三十二分三十三秒、東経百三十九度四十九分五十一秒の点
二十九	北緯三十五度三十二分二十一秒、東経百三十九度四十九分四十八秒の点
三十	北緯三十五度三十二分十五秒、東経百三十九度四十九分三十四秒の点

---

四 中部国際空港

対象空港の区域	対象空港の所在地	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
愛知県常滑市	愛知県		
セントレア一丁目、二丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びにその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	常滑市		<p>三十一 北緯三十五度三十一分十七秒、東経百三十九度四十八分二十七秒の点</p> <p>三十二 北緯三十五度三十一分十秒、東経百三十九度四十八分二十五秒の点</p> <p>三十三 北緯三十五度三十一分三秒、東経百三十九度四十八分十七秒の点</p>



対象空港に係る対  
象施設周辺地域

次に掲げる点を順  
次に結んだ線及び  
一に掲げる点と二  
十三に掲げる点と  
を結んだ線により  
囲まれた区域

- 一 北緯三十四度四十九分五十二秒、東経百三十六度四十八分三十三秒の点
- 二 北緯三十四度四十九分五十八秒、東経百三十六度四十八分二十四秒の点
- 三 北緯三十四度五十分八秒、東経百三十六度四十八分二十二秒の点
- 四 北緯三十四度五十分十一秒、東経百三十六度四十八分二十一秒の点
- 五 北緯三十四度五十分十一秒、東経百三十六度四十八分十五秒の点
- 六 北緯三十四度五十二分二十五秒、東経百三十六度四十七分四十四秒の点
- 七 北緯三十四度五十二分四十七秒、東経百三十六度四十七分四十四秒の点
- 八 北緯三十四度五十二分五十九秒、東経百三十六度四十七分四十二秒の点
- 九 北緯三十四度五十三分七秒、東経百三十六度四十七分五十秒の点
- 十 北緯三十四度五十三分九秒、東経百三十六度四十八分二秒の点
- 十一 北緯三十四度五十三分一秒、東経百三十六度四十八分十五秒の点

---



---

十二	北緯三十四度五十二分五十七秒、東経百三十六度四十八分十六秒の点
十三	北緯三十四度五十二分三十七秒、東経百三十六度四十八分四十九秒の点
十四	北緯三十四度五十一分五十三秒、東経百三十六度四十九分十八秒の点
十五	北緯三十四度五十一分八秒、東経百三十六度四十九分四十秒の点
十六	北緯三十四度五十分四十八秒、東経百三十六度四十九分四十秒の点
十七	北緯三十四度五十分四十秒、東経百三十六度四十九分一秒の点
十八	北緯三十四度五十分十七秒、東経百三十六度四十九分四秒の点
十九	北緯三十四度五十分十六秒、東経百三十六度四十八分五十九秒の点
二十	北緯三十四度五十分十二秒、東経百三十六度四十八分五十五秒の点
二十一	北緯三十四度五十分三秒、東経百三十六度四十八分五十七秒の点
二十二	北緯三十四度四十九分五十八秒、東経百三十六度四十八分五十五秒の点

---

五 大阪国際空港

		備考 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。	
対象空港の区域		対象空港の所在地	
兵庫 伊丹市	大阪府 豊中市	兵庫 伊丹市	大阪府 池田市及び豊中市
大字岩屋（次の図面に示す部分に限る。） 目（次の図面に示す部分に限る。）	原田中二丁目（次の図面に示す部分に限る。） 西町（次の図面に示す部分に限る。） 目、南空港町及び箕輪三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	空港二丁目並びに豊島南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
大字小阪田、桑			二十三 北緯三十四度四十九分五十四秒、東経百三十六度四十八分五十秒の点

	<p>対象空港に係る対象施設周辺地域</p>
	<p>大阪府池田市</p>
<p>大阪府豊中市</p>	<p>津二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字下河原（次の図面に示す部分に限る。）、下河原三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字中村（次の図面に示す部分に限る。）、大字西桑津、大字東桑津及び大字森本（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>勝部一丁目から三丁目、走井一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、原田中一丁目及び二丁目、原田西町（次の図面に示す部分に限る。）、原田南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、螢池北町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、螢池中町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、螢池西町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、螢池南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>空港一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、住吉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、ダイハツ町（次の図面に示す部分に限る。）並びに豊島南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

備考

兵庫県川西市	兵庫県伊丹市	兵庫県尼崎市	
東久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	大字岩屋（次の図面に示す部分に限る。）、岩屋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字小阪田、北伊丹五丁目及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字北河原（次の図面に示す部分に限る。）、北河原六丁目、口酒井三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桑津一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から四丁目まで、大字下河原、下河原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、大字中村、大字西桑津、大字東桑津（次の図面に示す部分に限る。）、大字森本、森本一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、七丁目並びに八丁目及び九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		及び三丁目、南空港町並びに箕輪二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目 椎堂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

六 関西国際空港

対象空港の所在地	対象空港の区域			対象空港に係る対
大阪府	大阪府泉佐野市	大阪府泉南市	大阪府泉南郡田尻町	次に掲げる点を順
泉佐野市、泉南市及び泉南郡田尻町	泉州空港北及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	泉州空港南及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	泉州空港中	一 北緯三十四度二十四分三十秒、東経百三十五度十

象施設周辺地域

次に結んだ線及び  
 一に掲げる点と三  
 十一に掲げる点と  
 を結んだ線により  
 囲まれた区域

三	三分二十一秒の点
二	北緯三十四度二十四分三十二秒、東経百三十五度十三分八秒の点
三	北緯三十四度二十四分四十秒、東経百三十五度三分〇秒の点
四	北緯三十四度二十四分五十秒、東経百三十五度三分一秒の点
五	北緯三十四度二十四分五十九秒、東経百三十五度十三分十四秒の点
六	北緯三十四度二十五分二十六秒、東経百三十五度十二分四十八秒の点
七	北緯三十四度二十五分十三秒、東経百三十五度二分二十五秒の点
八	北緯三十四度二十五分十三秒、東経百三十五度二分七秒の点
九	北緯三十四度二十五分十一秒、東経百三十五度二分一秒の点
十	北緯三十四度二十五分十一秒、東経百三十五度一分四十六秒の点
十一	北緯三十四度二十五分二十三秒、東経百三十五度一分三十七秒の点
十二	北緯三十四度二十五分三十三秒、東経百三十五

---



---

二十三	北緯三十四度二十六分四十七秒、東経百三十
二十二	北緯三十四度二十七分二十四秒、東経百三十
二十一	北緯三十四度二十七分二十七秒、東経百三十
二十	北緯三十四度二十七分三十七秒、東経百三十五
十九	北緯三十四度二十七分三十六秒、東経百三十五
十八	北緯三十四度二十七分三十一秒、東経百三十五
十七	北緯三十四度二十七分二十九秒、東経百三十五
十六	北緯三十四度二十七分二十一秒、東経百三十五
十五	北緯三十四度二十五分五十五秒、東経百三十五
十四	北緯三十四度二十五分四十七秒、東経百三十五
十三	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
十二	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
十一	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
十	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
九	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
八	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
七	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
六	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
五	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
四	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
三	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
二	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五
一	北緯三十四度二十五分三十八秒、東経百三十五

---



	備考
	「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
<p>五度十五分五十八秒の点          二十四 北緯三十四度二十六分四十五秒、東経百三十          五度十六分九秒の点          二十五 北緯三十四度二十六分三十九秒、東経百三十          五度十六分十五秒の点          二十六 北緯三十四度二十六分三十一秒、東経百三十          五度十六分十七秒の点          二十七 北緯三十四度二十六分二十一秒、東経百三十          五度十六分九秒の点          二十八 北緯三十四度二十六分八秒、東経百三十五度          十六分三秒の点          二十九 北緯三十四度二十四分四十六秒、東経百三十          五度十三分五十五秒の点          三十 北緯三十四度二十四分三十七秒、東経百三十五          度十三分四十六秒の点          三十一 北緯三十四度二十四分三十六秒、東経百三十          五度十三分三十二秒の点</p>	

対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対象施設周辺地域
福岡県	福岡県福岡市博多区	福岡県大野城市 福岡県糟屋郡粕屋町 福岡県糟屋郡志免町
福岡市	大字青木、大井一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、大字堅粕（次の図面に示す部分に限る。） 、大字上臼井、大字雀居（次の図面に示す部分に限る。） 、大字下臼井（次の図面に示す部分に限る。） 、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。） 、月隈一丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 、半道橋二丁目及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	仲畑一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 大字仲原（次の図面に示す部分に限る。） 別府二丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、別府北四丁目、別府西三丁目（次の図面に示す部分に限る。） 及び御手洗二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

福岡県福岡市博多区

大字青木、青木一丁目、榎田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、大井一丁目及び二丁目、大字堅粕、大字上臼井、上牟田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、空港前一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大字雀居、大字下臼井、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋二丁目、東那珂二丁目、東比恵三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字東平尾、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、豊二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉塚四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに立花寺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

八 那覇空港

対象空港の所在地	沖縄県	沖縄県那覇市	福岡県福岡市東区	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
対象空港の区域	沖縄県豊見城市	<p>沖縄県豊見城市</p> <p>字瀬長及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>字安次嶺、字大嶺、字鏡水、字具志、字当間、字宮城及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	社領三丁目及び二又瀬（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象空港に係る対象施設周辺地域	沖縄県豊見城市	字瀬長及び字与根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県那覇市	<p>字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字具志（次の図面に示す部分に限る。）、字高良（次の図面に示す部分に限る。）、及び字宮城（次の図面に示す部分に限る。）</p>	
次に掲げる一から二十二の点を順次に結んだ線、十二に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲げる二十三から二十九の点を順次に結んだ線、二十九に掲げる点と三十に掲げる点とを結ぶ海岸線、次	<p>一 北緯二十六度十分〇秒、東経百二十七度三十七分五十六秒の点</p> <p>二 北緯二十六度十分七秒、東経百二十七度三十七分四十七秒の点</p> <p>三 北緯二十六度十分二十秒、東経百二十七度三十七分四十七秒の点</p> <p>四 北緯二十六度十分三十秒、東経百二十七度三十七分三十九秒の点</p> <p>五 北緯二十六度十分四十四秒、東経百二十七度三十七分四十一秒の点</p> <p>六 北緯二十六度十二分十二秒、東経百二十七度三十七分三十八秒の点</p>	

---

に掲げる三十から  
三十三の点を順次  
に結んだ線及び一  
に掲げる点と三十  
三に掲げる点とを  
結んだ線により囲  
まれた区域のうち  
陸地以外の区域

- 
- |    |                        |
|----|------------------------|
| 七  | 北緯二十六度十二分二十秒、東経百二十七度三十 |
| 七  | 七分三十三秒の点               |
| 八  | 北緯二十六度十二分三十四秒、東経百二十七度三 |
| 八  | 十七分四十秒の点               |
| 九  | 北緯二十六度十二分四十七秒、東経百二十七度三 |
| 九  | 十七分四十秒の点               |
| 十  | 北緯二十六度十二分五十四秒、東経百二十七度三 |
| 十  | 十七分四十八秒の点              |
| 十一 | 北緯二十六度十二分五十四秒、東経百二十七度  |
| 十一 | 三十八分〇秒の点               |
| 十二 | 北緯二十六度十二分四十七秒、東経百二十七度  |
| 十二 | 三十八分十秒の点               |
| 十三 | 北緯二十六度十二分三十五秒、東経百二十七度  |
| 十三 | 三十八分十秒の点               |
| 十四 | 北緯二十六度十二分三十秒、東経百二十七度三  |
| 十四 | 十八分十二秒の点               |
| 十五 | 北緯二十六度十二分三十八秒、東経百二十七度  |
| 十五 | 三十八分二十一秒の点             |
| 十六 | 北緯二十六度十二分四十四秒、東経百二十七度  |
| 十六 | 三十八分二十三秒の点             |
| 十七 | 北緯二十六度十二分五十六秒、東経百二十七度  |
| 十七 | 三十八分三十秒の点              |
-

---

---

十八	北緯二十六度十三分十四秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点
十九	北緯二十六度十三分十四秒、東経百二十七度三十九分十八秒の点
二十	北緯二十六度十二分四十九秒、東経百二十七度三十九分三十六秒の点
二十一	北緯二十六度十分五十九秒、東経百二十七度三十九分七秒の点
二十二	北緯二十六度十分四十五秒、東経百二十七度三十九分二秒の点
二十三	北緯二十六度十分三十一秒、東経百二十七度三十九分一秒の点
二十四	北緯二十六度十分二十九秒、東経百二十七度三十九分四秒の点
二十五	北緯二十六度十分二十七秒、東経百二十七度三十九分四秒の点
二十六	北緯二十六度十分九秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点
二十七	北緯二十六度十分九秒、東経百二十七度三十八分四十二秒の点
二十八	北緯二十六度十分十八秒、東経百二十七度三十八分三十四秒の点

---

- 二十九 北緯二十六度十分二十五秒、東経百二十七度三十八分三十三秒の点
- 三十 北緯二十六度十分三十一秒、東経百二十七度三十八分二十四秒の点
- 三十一 北緯二十六度十分二十一秒、東経百二十七度三十八分十六秒の点
- 三十二 北緯二十六度十分八秒、東経百二十七度三十八分十六秒の点
- 三十三 北緯二十六度十分一秒、東経百二十七度三十八分八秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

附 則

この告示は、令和二年七月二十二日から施行する。



この附則は、（令和四年国土交通省告示第四百七十号）から施行する。